

宇部版ミズベリング・プロジェクト公式フェイスブックに関する運用規程

宇部市土木河川課

(目的)

- 1 フェイスブックが持つ拡散性、即効性、滞留性を活かすことで情報の伝達効果を期待し、宇部版ミズベリング・プロジェクトに関する情報を、フェイスブックページ機能を使って積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

(用語の定義)

- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) フェイスブック
米国 facebook,Inc.が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう
 - (2) 宇部版ミズベリング・プロジェクト公式フェイスブック
宇部市土木河川課が発信主体・運用するフェイスブックページをいう。
 - (3) アカウント
フェイスブックページを運用するために取得した権利および登録内容をいう。
 - (4) アカウント運用ポリシー
アカウントの運用方法や取り決めをいう。

(適用)

- 3 この運用規程は、宇部市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、宇部版ミズベリング・プロジェクト公式フェイスブックページ(以下「公式フェイスブックページ」という。)を利用して情報発信する際に適用する。

(アカウント登録)

- 4 土木河川課にフェイスブック担当者を置き、公式フェイスブックページの作成、管理、運用及び総合的な事務に当たる。また、土木河川課の長が情報発信の責任を負う。

(対応時間)

- 5 原則として、執務時間内(宇部市の休日に関する条例第1条第1項各号に掲げる日を除く8時30分から17時15分まで)に投稿する。

(情報発信)

- 6 情報発信については、原則として情報発信する土木河川課の長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、フェイスブック担当者の判断により公式フェイスブックに直接情報を発信できるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合。
 - (2) イベント等の現況・結果などについて情報発信する場合。
 - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合。

(発信する内容)

- 7 公式フェイスブックページは、次の各号の情報を発信する。
 - (1) 宇部版ミズベリング・プロジェクトに関する情報
 - (2) 水辺を楽しむ情報、魅力を感じられる情報、広く市民等に周知すべき情報
 - (3) その他、土木河川課が適当と認める情報

(お気に入りページ)

- 8 公式フェイスブックページ以外のフェイスブックページについては、公式フェイスブックページの関連の情報発信をしているページでも原則登録しない。ただし、公的機関、業務上関係の深いと認めるフェイスブックページについては例外とすることができる。

(公式フェイスブックページ以外のページ・アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

- 9 公式フェイスブックページ以外のフェイスブックページへのコメントは行わない。ただし、公的機関、業務上関係の深いと認めるページまたはアカウントへのコメントはフェイスブック担当者の判断で例外とすることができる。

また、公式フェイスブックページに対するコメント(意見や反応等)については、原則として返信コメントはしない。

(公式フェイスブックページ以外のフェイスブックページのシェア及び「いいね！」機能使用の禁止)

- 10 公式フェイスブックページ以外のフェイスブックページには、原則としてシェア及び「いいね！」機能を使用しない。ただし、公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのシェア及び「いいね！」機能の使用は担当者の判断で例外とすることができる。

(ホームページへの表示)

- 11 土木河川課は公式フェイスブックページを市の公式ホームページ上にリンクを掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
- 12 土木河川課は、ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載する。

(トラブルへの対応等)

- 13 発信した情報に誤りがあった場合には、訂正・謝罪の投稿をするなど、誠実かつ速やかな対応を行う。また、公式フェイスブックページになりすましたページ及び公式なものと誤解を招くページを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取り扱い)

- 14 公式フェイスブックページに寄せられたコメントのうち、法令や公序良俗に反すると思われるもの、発信した情報と関連がないものなどフェイスブック担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることができる。

(遵守事項)

- 15 法令、ガイドライン及びこの運用規程を遵守する。

(運用規程の変更、削除)

- 16 本規程は、事前の連絡なく変更する場合がある。また、公式フェイスブックページで情報を提供することが困難になった場合、その旨を市公式ホームページ上に掲載し、アカウントを速やかに削除する。

附則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

令和 4 年 4 月 1 日 改定